

社会保険労務士

ALLたま社労士事務所便り



連絡先：〒277-0832
柏市北柏3-5-4日暮ビル6F
電話：04-7164-1283
FAX：04-7164-1284
e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp

いま注目されている社会人の「学び直し」とは？

◆雇用保険制度見直しの論点案

現在、厚生労働省では雇用保険制度の見直しをすすめています。現在挙げられている論点案は次の通りです。

- (1) 個別延長給付・雇止めによる離職者の給付日数の充実
- (2) 雇用保険二事業に要する費用の失業給付等の積立金からの借入れ
- (3) 労働移動・学び直しの支援措置
- (4) 基本手当の水準(給付率、給付日数)
- (5) 高年齢雇用継続給付
- (6) 教育訓練給付
- (7) マルチジョブホルダーへの対応
- (8) 65歳以上の者への対応
- (9) 求職者支援制度
- (10) 財政運営

◆「学び直し」に注目

このうち、今、特に注目されているのが(3)で挙げられている「学び直し」です。

現在、「行き過ぎた雇用維持型」から「労働移動支援型」への政策転換を図り、雇用を流動化させ、成長分野(新エネルギー開発、都市再生、農林水産業の高度化等)への転職を促進させるため、国は社会人の「学び直し」に力を入れようとしています。

◆国による支援の内容

具体的な支援策として、社会人が専門知識を学び直せるように大学や専門学校の教育プログラム開発に対して助成を行う方針が示されています。

また、6月下旬に厚生労働省の職業安定分科会雇用保険部会で示された資料の中で、社会人への支援として「若年者等の学び直しに対する支援」「非正規雇用労働者等のキャリアアップのための自発的な職業訓練に対する支援」を挙げ、企業への支援として「従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への手厚い経費助成」を挙げています。

◆日本経済の活性化に向けて

2012年度に大学や専門学校で学んだ社会人は12万人だそうですが、文部科学省では、これを5年間で2倍の24万人に引き上げる目標を掲げています。

果たして、政府の狙い通り、「社会人の学び直し(新たな知識や技術の習得)」→「雇用の流動化(成長産業への転職)」→「経済の活性化」とうまくいくでしょうか？

これからの女性の働き方 ～女性管理職は増加していくか？～

◆半数以上が「今の職場は働きづらい」と回答

株式会社マイナビが、同社会員サイトの未婚の20代女性(466人)を対象に実施した「女性の働き方に関する調査」によると、「今の会社は女性にとって働きやすいと思いますか?」という質問に対し、半数以上の51.5%(前年比3.5ポイント増)が「働きやすいと思わない」と回答してことがわかりました。

理由としては、以下のことが挙げられました。

- ・女性の管理職がほとんどいない(47.1%)
- ・待遇・評価制度がしっかりしていない(41.2%)
- ・福利厚生が充実していない(39.6%)

◆「会社内に目標としたい女性がいらない」も半数以上

また、「今の会社に将来モデル(目標)にしたいと思える女性の上司・先輩はいますか?」という問いには、56.6%(前年比0.3ポイント増)が「いない」と回答しました。

女性の管理職登用・推進についてのコメントを見ても、「女性管理職が増えれば、相談などもしやすくなる」「育児や出産に対する制度の制定へ前進するきっかけになると思うから」という声があり、女性が働きやすい職場環境へ導くような同性の管理職の存在を必要としている女性が多いことがわかりました。

◆「女性役員の増員を検討」25%

また、日本経済新聞社が「女性役員の登用」について、社長100人に行ったアンケート調査の結果によると、「今後も人数を増やすつもりだ」と回答した人は25.0%となり、「今のところ増やす考えはない」の6.1%を大きく上回りました。「登用を検討中」という回答も17.6%ありました。

上記の調査結果からも、今後も女性の職場における役割はますます高まり、それに合わせ職場環境も改善させることが予想されます。

8月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

9月2日

- 個人事業税の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

当事務所よりひと言

いつも大変お世話になっております。皆様の早めのご協力により労働保険年度更新・社会保険算定・社会保険扶養調書等期限内に無事終了致しました。

本当にありがとうございます。

今年は猛暑日が続きますので体調管理にご留意くださいませ。

今後ともよろしくご依頼申し上げます。